

防府市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱

平成25年3月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、当該交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票（消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し、住民票に記載した事項に関する証明書及び戸籍の附票（消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写し
- (2) 世帯の一部の住民票、住民票に記載した事項に関する証明書及び戸籍の附票の写しは、登録者本人分
- (3) 戸籍法の規定による戸籍（除かれた戸籍及び改製原戸籍を含む。）の謄本又は抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書
- (4) 戸籍抄本は、登録者本人分

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度による通知を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により、本市の住民票（消除された住民票を含む。）に記録されている者、又は戸籍の附票（消除された附票を含む。）に記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により、本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載され、又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、本人通知制度の対象としない。

(事前登録の申請)

第4条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市本人通知登録申請書（第1号様式）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を行う場合において、申請者は市長に対し、個人番号カード、運転免許証若しくは旅券又は官公署が発行した本人の写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）若しくはその他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示又は提出しなければならない。

3 第1項の申請を代理人により行おうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 申請者本人の戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。）
- (2) 任意代理人 申請を代理人に依頼した者（以下「登録希望者」という。）の自署による委任状及び登録希望者の本人確認書類又はその写し
- (3) 前2号の書類をやむを得ない理由により提示又は提出することができない場合には、申請をする者の依頼により又は法令の規定により当該申請の任に当るものであることを明らかにする書類、その他市長が前2号に準ずるものとして適当と認める書類

4 前項第1号に掲げる代理人のうち親権者が未成年者の申請者と同一の世帯に属する場合は、当該申請者の氏名等を申請書の登録者欄に記入することをもって、申請を行うこととすることができる。

5 第3項第2号に掲げる代理人が登録希望者と同一の世帯又は同一の戸籍に属する場合は、当該登録希望者が第1項の申請書の登録者欄に自署することをもって同号の委任状に代えることができる。

6 第1項の申請は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵送等による方法により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により、直接窓口で申請することができない場合

(2) 他の市区町村に居住し、直接窓口で申請することができない場合

7 前項の申請にあたっては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事前登録者の登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防府市本人通知制度事前登録者名簿（第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとし、事前登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、当該登録した者（以下「事前登録者」という。）に対し、防府市本人通知登録決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 登録者名簿への登録日は、申請があった日の翌開庁日とする。

ただし、郵送による申請の場合は、受け付けた日の翌開庁日とする。

(登録の変更及び廃止)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他登録された事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、防府市本人通知登録（変更・廃止）届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第1項の規定による登録の廃止に係る届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票を職権消除されたとき。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、防府市住民票の写し等交付通知書(第5号様式。以下「通知書」という。)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住基法第12条の2の規定により国又は地方公共団体の機関の請求により住民票の写し等を交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第2項(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)の規定により国又は地方公共団体の機関の請求により住民票の写し等を交付したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めるとき。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

防府市本人通知登録申請書

年 月 日 申請

（宛先）防府市長

防府市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者	住所		
	(フリガナ)氏名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申請の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		連絡先

※上記申請者（代理人の場合は、委任する人）と同一戸籍又は同一世帯の方で本人通知制度への登録を希望される方は、登録者の氏名欄に登録希望者が自署することにより、申請者に登録を委任する意思表示とし、登録することができます。なお、未成年者の場合は、法定代理人が自署してください。

登 録 者	①	(フリガナ)氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
		本籍	防府市	筆頭者		
	②	(フリガナ)氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ			
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ	
	③	(フリガナ)氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ			
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ	
	④	(フリガナ)氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ			
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ	

（※）裏面の内容をよくお読みください。

※市記入欄（記入しないでください。）

受付	登録者名簿	入力	本人等の確認書類		備考
		住	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券	
		戸	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

(裏面)

防府市本人通知制度について

1 本人通知制度は、事前登録者に係る証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

【通知対象となる証明書】

- ・住民票の写し（除票を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票、改製前の戸籍の附票を含む）
- ・戸籍全部事項証明書<謄本>、戸籍個人事項証明書<抄本>（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍記載事項証明書

(注) 本人等とは

- ・住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
- ・戸籍関係・・・本人、本人の配偶者、本人の直系尊属又は直系卑属

2 申請には次の書類を提出又は提示してください。

- (1) 申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) 法定代理人であるときは、あわせてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) この申請に係る任意代理人であるときは、あわせてその旨を証明する書類（登録希望者の本人確認書類の写し（代表者の方のみ）を添付した委任状）

3 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。

4 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別

5 登録を希望する人が疾病その他やむを得ない理由等により、自ら手続をすることができないときは、代理人により登録の申請をすることができます。（その場合は委任状が必要です。）

6 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由等により、直接窓口で申請できない場合
- (2) 他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により、直接窓口で申請することが困難な場合

7 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

8 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録は、廃止します。

9 登録者名簿への登録は、申請をした日（郵送の場合は受付の日）の翌開庁日からとなります。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市本人通知登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市本人通知登録申請については、本人通知制度事前登録者名簿に登録しましたので、防府市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱第5条の規定により通知します。

登録日 年 月 日

※裏面の内容をよくお読みください。

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、事前登録者に係る証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）交付した場合に、その事実について通知するものです。

【通知対象となる証明書】

- ・ 住民票の写し（除票を含む）
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票、改製前の戸籍の附票を含む）
- ・ 戸籍全部事項証明書<謄本>、戸籍個人事項証明書<抄本>（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・ 戸籍記載事項証明書

（注）本人等とは

- ・ 住民票関係 本人又は本人と同一世帯に属する者
- ・ 戸籍関係 本人、本人の配偶者、本人の直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - （1）住民票の写し等の交付年月日
 - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （3）交付請求者の種別
- 4 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 5 登録者が死亡、居住不明等により住民票を消除されたときは、登録は廃止します。

防府市本人通知登録（変更・廃止）届出書

年 月 日 申請

（宛先）防府市長

防府市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

申請者	住所	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	(フリガナ)氏名		
申請の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	連絡先	

変更事項	氏名・住所・本籍・筆頭者・その他（ ）
------	---------------------

変更後登録者	①	(フリガナ)氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
		本籍		筆頭者		
	②	(フリガナ)氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ			
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ	
	③	(フリガナ)氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ			
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ	

注：申請の際に次の書類を提出又は提示してください。

- 申請者本人のときは、申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- 法定代理人のときは、あわせてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）。ただし、本市が本籍地である場合など、本市に備え付けの公簿等により事実が確認できる場合は、必要ありません。
- 任意代理人のときは、あわせてその旨を証明する書類（登録者の本人確認書類の写しを添付した委任者の自署による委任状）

※市記入欄（記入しないでください。）

受付	登録者名簿	入力	本人等の確認書類		備考
		住	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券	
		戸	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、防府市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱第 7 条の規定により下記のとおり通知します。

記

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した証明書の種別（通数）	
交付請求者の種別	本人の代理人・本人の代理人以外の者

この通知の内容に加えて第三者交付に係る具体的な情報をお知りになりたい場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条第 1 項の規定に基づき、第三者から提出された証明書の請求書について、開示請求をすることができます。御本人又は未成年者・成年被後見人の法定代理人が、次の書類をお持ちのうえ、くらし安全課までお越しください。

- （1）あなたが本人であることを証明する書類
 - ・ 個人番号カード、運転免許証、旅券等
- （2）あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類
 - ・ 戸籍謄本等